

令和4年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和4年6月7日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 報第 2号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3号 村上市情報通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第 4号 令和3年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 5号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 6号 令和3年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
- 第 6 報第 7号 専決処分の報告について
報第 8号 専決処分の報告について
報第 9号 専決処分の報告について
報第10号 専決処分の報告について
報第11号 専決処分の報告について
- 第 7 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議第56号 専決処分の承認を求めることについて
議第57号 専決処分の承認を求めることについて
議第58号 専決処分の承認を求めることについて
議第59号 専決処分の承認を求めることについて
議第60号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議第61号 専決処分の承認を求めることについて
議第62号 専決処分の承認を求めることについて
議第63号 専決処分の承認を求めることについて
議第64号 専決処分の承認を求めることについて
議第65号 専決処分の承認を求めることについて
議第66号 専決処分の承認を求めることについて

- 第10 議第67号 専決処分の承認を求めることについて
議第68号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第11 議第69号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第70号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第71号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
 - 第12 議第72号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第73号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締結について
 - 第13 議第74号 市道路線の認定について
議第75号 14t級除雪ドーザ購入契約の締結について
議第76号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 - 第14 議第77号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 日程第 5 報第 2号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 3号 村上市情報通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第 4号 令和3年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
報第 5号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について
報第 6号 令和3年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 6 報第 7号 専決処分の報告について
報第 8号 専決処分の報告について
報第 9号 専決処分の報告について
報第10号 専決処分の報告について
報第11号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 8 議第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 5 7 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 5 8 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 5 9 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議第 6 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 4 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 5 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 0 議第 6 7 号 専決処分の承認を求めることについて
 議第 6 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 1 議第 6 9 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 議第 7 0 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 議第 7 1 号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 日程第 1 2 議第 7 2 号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する
 条例の一部を改正する条例制定について
 議第 7 3 号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締
 結について
- 日程第 1 3 議第 7 4 号 市道路線の認定について
 議第 7 5 号 1 4 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第 7 6 号 1 1 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 日程第 1 4 議第 7 7 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○出席議員（21名）

1 番	上	村	正	朗	君	2 番	菅	井	晋	一	君
3 番	富	樫	雅	男	君	4 番	高	田		晃	君
5 番	小	杉	武	仁	君	6 番	河	村	幸	雄	君
7 番	本	間	善	和	君	8 番	鈴	木	好	彦	君

9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	板垣敏幸君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	菅原明君

農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	八 藤 後	茂 樹	君
選 管 ・ 監 査 長 事 務 局 長	木 村	俊 彦	君
消 防 長	田 中	一 栄	君
学 校 教 育 課 長	渡 辺	律 子	君
生 涯 学 習 課 長	平 山	祐 子	君
荒 川 支 所 長	平 田	智 枝 子	君
神 林 支 所 長	加 藤	誠 一	君
朝 日 支 所 長	岩 沢	深 雪	君
山 北 支 所 長	大 滝		君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山	治 夫
事 務 局 次 長	鈴 木	涉
書 記	中 山	航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和4年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日提出いたしました議案は、繰越計算書の報告2件、予算繰越の報告3件、専決処分の報告5件、人事案件3件、専決処分の承認13件、協定の変更2件、契約の締結4件、条例の改正1件、市道路線の認定1件、補正予算1件の合わせて35件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、本間善和君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについて申し上げます。

令和4年第2回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る5月31日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告

を申し上げます。

会期につきましては、本日6月7日から24日までの18日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

9日、10日及び13日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、15日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を、16日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、17日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、21日には全体会を開催し、各分科会長から審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

24日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審査を行い、即決といたします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。初めに、議会側関係ですが、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書について、紹介議員による補足説明を受けた後、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

続いて、理事者関係ですが、初めに報第2号から報第6号までの5議案は、いずれも繰越計算書の報告並びに予算繰越の報告でございます。これを一括上程、一括質疑の後、報告を終了いたします。

次に、報第7号から報第11号までの5議案は、いずれも専決処分の報告についてです。これを一括上程、一括質疑の後、報告を終了いたします。

次に、議第53号から議第55号までの3議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。これを一括上程、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

次に、議第56号から議第60号までの5議案は、損害賠償及び条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めることについてです。これを一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票により即決といたします。

次に、議第61号から議第66号までの6議案は、令和3年度各会計の補正予算について、専決処分の承認を求めることについてです。これを一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票により即決といたします。

次に、議第67号及び議第68号の2議案は、令和4年度各会計の補正予算について、専決処分の承認を求めることについてです。これを一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票により即決といたします。

次に、議第69号から議第71号までの3議案は、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第72号及び議第73号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第74号から議第76号までの3議案は、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へそれぞれ付託をし、審査をお願いいたします。

次に、議第77号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）については、単独上程、質疑の後、その後に設置される一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をし、審査をお願いいたします。

次に、一般質問の通告は、5月27日午後5時で締め切ったところ、11名の通告があり、9日は5名、10日は4名、そして13日は2名とし、3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は22日、その他の意見書の提出期限は14日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から6月24日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月24日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。5月の大型連休後も大幅な感染拡大とはならず、全国の新規感染者数は一定規模で報告されているものの、全体としては減少傾向が続いており、医療の逼迫は抑えられている状況であります。そうした中、5月20日には厚

生労働省から屋外・屋内でのマスク着用についての考え方が示され、ソーシャルディスタンスが確保されていることや会話のありなしに伴うマスクの着用の必要性について示されたところでありま
す。また、6月1日から一部の国・地域からの入国者に対する水際対策が緩和されるなど、社会経
済活動の回復に向けて一歩踏み出した状況となっております。本市の感染状況につきましても大型
連休前と比べて落ち着いてきており、新規感染者の報告がない日も増えてまいりました。市内にお
きましても日常を取り戻していこうという機運が高まってきていると感じており、村上大祭や村上
・笹川流れ国際トライアスロン大会など、本年は様々な行事が開催される予定となっております。
本市といたしましても感染対策と社会経済活動を両立させ、市民生活の活気を着実に取り戻してい
けるよう取り組んでまいります。

次に、ワクチン接種の状況についてであります。3回目のワクチン接種につきましては、対象
者全体の8割を超える方が接種を終えており、感染の抑制要因になっていると考えられますが、5
歳から11歳の予約率は4割程度にとどまっております。小児接種につきましては、努力義務ではあ
りませんが、国、県の専門家会議においても、その有効性についてのメッセージが発出されてい
るところであります。接種を希望される方には接種券を送付させていただきますので、市のコールセ
ンターへお問合せいただきますようお願いいたします。

また、4回目のワクチン接種につきましては、感染による重症化予防を目的としており、6月1
日に市報と一緒に配布をさせていただきました新型コロナワクチンについてのお知らせ、第29号で
ご案内したところですが、3回目接種を終えて5か月を経過した60歳以上の方に加え、18歳
から59歳までの基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。
60歳以上の方につきましては、6月27日から順次接種券を郵送することとしており、18歳から59歳
の基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師が認める方につきましては、申請をいただいた
上で接種券を郵送させていただくことといたしております。この接種券の発行につきましては、6
月3日から6月9日までを集中期間として受付を既にスタートさせており、インターネット及び窓
口で受付を開始しております。なお、6月10日以降につきましては、窓口や電話で受付をいたして
いくこととしております。接種券が届いた後のワクチン接種の予約につきましては、これまでどお
りインターネットでの受付をはじめ、窓口や電話による受付で対応をいたしてまいります。また、
4回目のワクチン接種につきましては、個別接種と集団接種を併用することといたしており、7月
11日に行われる個別接種から接種を開始することといたしております。

次に、経済対策についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、ロ
シアによるウクライナ侵攻などの影響も重なり、原油や穀物の価格上昇、一部の水産物や原材料等
の安定供給の滞りなど、国民生活に大きな支障を来していることから、政府は4月26日に原油価格
・物価高騰等総合緊急対策を発表いたしました。この緊急対策のうち、令和4年度の住民税非課税
世帯に対する10万円の給付、低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の給付につつまし

ては、できるだけ早く対象となる世帯の皆様にお届けするため、所要の予算について専決で対応をさせていただいたところでもあります。早急な給付に向けて準備を進めているところではありますが、低所得の子育て世帯への給付のうち、ひとり親世帯に対する給付につきましては6月下旬に、それ以外の子育て世帯の皆様には7月中旬に給付をすることといたしております。また、本市における低所得の子育て世帯のうち、このたびの国の緊急対策による低所得の子育て世帯に対する支援の対象外となる世帯が一定程度確認されることから、市では、国の支援制度の対象外となる世帯で、世帯年収が一定水準未満の子育て世帯に対する支援策を独自に講じてまいりたいと考えておりました、現在、制度設計を行っているところでもあります。

次に、本市のスケートパークにおける取組についてご報告いたします。去る3月30日に、本市のスケートパークがスポーツ庁のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受けました。このことにより、今後は強化指定選手が本市のスケートパークを利用して、競技力の向上を目指すこととなります。今後、強化指定選手の競技力向上のための施設環境整備につきましては、スポーツ庁、中央の競技団体、そして本市が連携しながら取り組んでいくこととなります。また、スケートパークを核として、市と民間団体等が連携・協力して選手の育成や交流人口の増加などに取り組むための仕組みとして、むらかみスケートボードコミッションを3月18日に設立をいたしましたところでもあります。今後スケートボーダーの育成や修学旅行・合宿の誘致等の事業に取り組むこととしているわけではありますが、こうした取組を通じて本市の観光分野や商工業の分野と連携を図ることにより、地域の活性化はもちろんのこと、スケートボードの聖地「むらかみ」の実現を確かなものとしたまいりたいと考えているところでもあります。

さらに、本市と南魚沼市、富山県富山市がともに発起自治体となり、（仮称）全国スケートボード施設連絡協議会の設立に向けて活動を開始いたしました。2020東京オリンピックで追加種目として採用されたスケートボード競技を通じて、全国のスケートボード施設を有する自治体と連携しながら、若者の新たなカルチャーであるスケートボード競技の発展を期する中で、未来を担う若者世代の生きがいの創造、そして全国レベルでのアスリート育成といった環境をつくり上げることにより地域の活性化につなげていこうという趣旨で設立を目指した自治体協議会ではありますが、ご承知のとおり、このコロナ禍にあつて、2020東京オリンピックの開催が1年先送りされ、都道府県を越えての移動制限が続く中で、自治体協議会の設立についての作業を中断せざるを得ない状況でありました。しかしながら、ここに来て新規感染者の数も全国レベルで減少傾向にあるなど、感染症と共生しながら社会経済活動を平時へと戻していこうという動きへシフトしていることから、中断していたスケートボード施設を有する全国自治体との連携に関する仕組みづくりについて、改めて取組を進めることとした次第であります。準備作業に当たっては、本市と南魚沼市、富山県富山市が発起自治体となり、（仮称）全国スケートボード施設連絡協議会の設立に向けた活動を開始をいたしましたところでもあります。現在全国のスケートボード施設を有する発起自治体を含む68の自治

体に呼びかけを行っているところであり、現時点でのスケジュールといたしましては、本年7月に設立準備会を開催し、10月の設立を目標に取り組んでいるところでもあります。協議会の具体的な取組といたしましては、今後作業を進めていくこととなりますが、まずはキックオフイベントとして、本年11月24日から27日までの4日間、私ども村上市スケートパークでの開催が決定をいたしております第5回日本スケートボード選手権大会の際に協議会のオープニングを飾ることができないか、現在検討を進めているところでもあります。この協議会にご参加いただける自治体の皆様と共に、若い世代のカルチャーをつくり上げていく取組と同時に、地域の活性化にもつなげていくことのできる協議会として活動してまいりたいと考えております。

次に、2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合についてご報告いたします。去る6月1日に、全国の604自治体で組織する2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合の第2回総会が開催され、本市も役員市として出席をいたしてまいりました。このたびの大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催されるわけですが、当日ご来賓としてご出席をいただきました萩生田経済産業大臣からは、全国に万博の果実が届くようにすることが大切である旨の発言があり、若宮国際博覧会担当大臣からは、万博を機会として、市町村の魅力発信につなげていただきたい、吉村大阪府知事からは、国際博覧会までの時間をどのように使っていくかが重要であると、それぞれご発言があったところであります。首長連合の今後の取組といたしましては、全国各地の特産品や文化を持ち寄る物産展と全国各地のビジネスシーンをマッチングさせる展示会を融合した全国味腕自慢物産展の実施など、多様な取組を展開する中で、地域の未来社会を創造する活動に取り組んでいくこととしたところであります。本市といたしましては、足元のアフターコロナの成長戦略としてはもちろんのこと、大阪・関西万博を見据えた新たな観光需要の獲得はもとより、万博の開催年までのビフォー、そして開催後のアフターを見据えて、積極的な取組を戦略的に進めていくことといたしているところでもあります。

次に、令和4年第1回定例会でご報告申し上げた後の火災の発生状況につきましては配付資料のとおりであり、建物火災が1件、車両その他の火災が3件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおり多くの皆様から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から4月までの間に3,219件、4,539万3,000円の申込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては、藤島無線工業株式会社様より50万円のご寄附をいただきました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、細かいところ、すみません、1点だけお聞かせいただきたいと思

います。

寄附申込報告の中の（１）、寄附物件の村上木彫堆朱作品、127点、それと漆器科図書の23冊、これは寄贈先としては市全体ということになると思うのですけれども、具体的に、現在というか、将来にわたっての活用方法、もし決まっていればというか、もう決まっているのかもしれませんが、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） ご寄附をいただいた作品につきましては、一旦市のほうで保存させていただきまして、それぞれふさわしい展示場所、それからイベント等の貸出し等を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 御覧のとおり、村上木彫堆朱、なかなか産業的に厳しいところもありますので、ぜひ有効に、具体的に活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、川村敏晴君。

〔14番 川村敏晴君登壇〕

○14番（川村敏晴君） 三たびの登壇で大変恐縮ですが、改めまして、皆様、おはようございます。令和新風会の川村敏晴でございます。今定例会に上程されました請願第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）の提出についてでございますが、紹介議員として若干説明をさせていただきたいと思います。

この請願につきましては、皆様も大変よくご存じのことと思います。毎年この時期に提出がなされてきたものでございますが、日本国内の教育環境の充実を図ることを目的として、小学校と中学校の適切な学級の定員数の実現や今問題視されております学校教職員現場の働き方改革を図り、教職員の長時間労働の是正のための施策を推進させること、そして日本国内の教育上の諸問題の改善をしていくためにも、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求めています。

るものでございます。

我が村上市内の小学校においては、既に30人以下学級となっている学校が多くございますが、今後は中学校においても35人以下学級の早期実現、そしてまた教職員の長時間勤務体質を早期に改善していくためにも、どうか村上市議会の議員各位のご理解とご支援を賜りますことを心からお願い申し上げます、私からの補足説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 報第2号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第3号 村上市情報通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第4号 令和3年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

報第5号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告について

報第6号 令和3年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第2号から報第6号までの5議案は、繰越計算書の報告及び予算繰越の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第2号から報第6号までの5議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

初めに、報第2号は、村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和4年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。内容につきましては、第2款総務費の地域安全克雪方針策定経費をはじめ20件に関するものであります。

次に、報第3号は、村上市情報通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和4年度に繰り越すこととなった事業の繰越額について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。内容につきましては、第1款総務費の朝日地区施設維持管理経費に関するものであります。

次に、報第4号から報第6号の3議案は、いずれも公営企業会計の予算繰越についてであります。令和4年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額を同条第3項の規定に基づきご報告するものであります。

初めに、報第4号は、令和3年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の拡張事業費において、山居山配水池等廃止に伴う改良工事

で繰越しが生じたほか、改良事業費においては、川部浄水場及び配水池における設備更新工事で繰越しが生じたものであります。また、県道事業の進捗の遅れにより、補償対象である県道高根村上線配水管改良工事を繰越しするものであります。

次に、報第5号は、令和3年度村上市簡易水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の改良事業費において、千縄・茎太配水池設備更新工事で繰越しが生じたものであります。

次に、報第6号は、令和3年度村上市下水道事業会計予算繰越の報告についてであります。内容につきましては、第1款資本的支出の公共下水道事業において、村上浄化センター改築更新事業等で繰越しが生じたほか、特定環境保全公共下水道事業においては、府屋中継ポンプ場耐震診断業務委託料を繰り越し、農業集落排水事業におきましては、高根処理場及び蒲萄処理場の電気設備工事で繰越しをするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） お伺いします。

今ほど説明あったのですけれども、一般会計のほうは理由説明がないので、何とも言えませんけれども、報第3号の村上市情報通信事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についての、ここは理由説明ついておりますけれども、この説明がちょっと分かりにくいのですが、要するにNTT関係のケーブル線というのは、地下ケーブルと上に張っている、あれは架空ケーブルというのですけれども、これを読んでみますと、光ファイバーの移設についてと、こう書かれているのですけれども、移設という言葉を使うと、何か地下ケーブルから立ち上がってくるケーブルあるのですよね。上のケーブルと接続されている部分もあるので、分かりにくいなと思うのですけれども、多分これは架空ケーブルのことを意味すると思うのですけれども、これを架空ケーブルだと移架という言葉でNTT関係では使うのですけれども、この工事はどっちのほうを指しているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） こちらは架空でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、これ移設という言葉を使うと何か分かりにくいのですよね。電柱は土に埋めるから、移設でいいのですけれども。

それはいいのですけれども、その次の報第4号のほうは、この中の改良事業、上水道事業の関係なのですけれども、この改良事業費の4億4,300万何がし、こうあるのですが、これを見ますと不用額って大きいのですよね。これに対して1億幾らなののですけれども、この不用額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） すみません。詳細について調べておりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、後ほどお聞きしたいと思います。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） これは、総務課長か財政課長だと思うのですけれども、報第2号から6号まで、今回報告という格好で提案されておりますけれども、2号のほうというのは一般会計の繰越しという格好で捉えております。3号から6号までにはそれぞれ理由というのが、繰越しの理由、明記されております。2号については、昨年度もちょっとこの論議をやったのですけれども、2号については書式どおりに記載されているので、理由は書くところがないと、書式が、そういうことで記載はしなかったという去年答弁なされたのですけれども、その結果、市長のほうから、次回のタイミングで、別紙として理由書を添付しますと、そういう去年論議をやったのですけれども、市長ご存じだと思います。できればお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） さきの定例会後、私のほうからこれはほかのところと同様に理由書を添付すべきだということは指示をしておりますので、本定例会でその別紙が欠落していたということだろうというふうに思っておりますけれども、大変申し訳なく思っております。以後徹底して、お約束をした部分につきましてはしっかりと実施をさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（本間善和君） それでは、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 2点ほど。1点、報第2号につきましては、今私も本間議員と同じようなことを考えておりましたので、市長答弁にありましたので、今議会中に追加資料を出していただくということでよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 追加資料として議員の皆様方にお届けをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それともう一つ、報第6号で、ちょっと細かい話なのですが、こちらのほうは説明欄、書いていただいているのですけれども、上から3つ目と4つ目の説明で、同じような説明をしているのですけれども、国の1次補正予算を活用し、事業繰越を行ったためというふうに書いてあるので、

ずっと読んで意味がよく分からない、恐らく国の1次補正予算が出てきたのが遅くて、それを活用してやると、国の補正予算そのものが繰越し前提のような予算のつけ方だったのかなというふうに推測はできるのですけれども、これだとやっぱりちょっと、国の1次補正予算を活用して事業繰越を行ったというのは、ちょっと意味が通じないので、もう少し具体的に、私が言ったような意味であれば、そういうことも簡潔に書いていただいたほうがいいと思いますけれども、これは財政課長のほうでしょうか。市長のほうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 国のほうで今回のコロナ禍の中で様々な補正予算展開していて、15か月予算ということで、切れ目のない国民への生活支援という形で打っています。今議員ご指摘のとおり、やはり遅くなってから、もう国のほうでは繰越し前提の形での予算づけということで今、ここ数年やっておりますので、そういうことでありました。そのところが少しニュアンスとして分かるような形で記述を今後少し整理をしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございました。

それともう一点、関連というか、先ほどの報第2号のほうに移るのですけれども、私もずっと役人しておりましたので、首長が議会でどういう答弁をしているのかというのは非常に気になったところでございます。先ほどの追加資料を出していただくということで、それで了解なのですけれども、事務方の体制として、市長が議会でこういう答弁をしたと、その市長がおっしゃったことというのはやっぱり市民に対する公約でもあるわけですから、そこをやはり、市長が例えば追加資料を出すよということ、そういう答弁をされたのであれば、それをやっぱりしっかり把握をして、その進捗管理をきちんとして、答弁とそごがないような事務処理をきちんとするというのが市長をお守りする、守るわけではないのですけれども、そういう事務方の役割だと思いますけれども、その辺、担当課、やっぱりダブルチェックというのが必要だと思いますので、答弁の関係の担当課と、ほかにもう一つ、企画戦略課になるのか、どこになるのか分かりませんが、その辺のチェック体制というのは今どのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全くもってお恥ずかしい話で、恐縮をしているわけでありましてけれども、議員ご指摘のとおり、やはり私がお約束したことについては徹底して、それを完遂するというのはこれが当然の帰結だというふうに思っております。こういった事案が余計あるというか、そういうケース、その場面というのはいっぱいあるのです。議場だけでなく、市民の皆様いろんな会議の中で私が発言してくることもありますので、その際には全て秘書がついておりますので、秘書がそれを把握をした上で、担当課で必要なもの、秘書室で完結できるもの、全て整理をしてやっているわけでありまして。今回非常に大変申し訳なく思っているわけでありましてけれども、そういうケースが

また発生をいたしましたので、今後そういうことがないように徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 3問終わったからね。

○1番（上村正朗君） 今回ののは非常に分かりましたので、今後ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第7号 専決処分の報告について

報第8号 専決処分の報告について

報第9号 専決処分の報告について

報第10号 専決処分の報告について

報第11号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第7号から報第11号までの5議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第7号から報第11号までの5議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

報第7号から報第11号までの5議案は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしましたものであります。

初めに、報第7号は、令和3年12月2日に飯野1丁目地内で発生した公用車による車両接触事故に係る損害賠償についてであります。事故の概要につきましては、市職員が公務で市道南線飯野1丁目地内を走行中、対向車線側の駐車場から合流してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものであります。この事故による負傷者はありませんでした。本件事故は、双方に安全注意義務があることから、過失割合に応じて相手方車両の損害額1万5,772円を賠償したものであります。

次に、報第8号は、令和4年2月21日に荒川総合体育館で発生したコンクリート剥落による車両破損事故に係る損害賠償についてであります。荒川総合体育館の玄関ポーチのはり部分のコンクリートが経年劣化により剥落し、剥落箇所の下に駐車していた指定管理者所有のマイクロバスの屋根を破損させたものであります。本件事故は、施設自体の瑕疵により発生したものであり、当該施設

の指定管理者である相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両の修繕費 6 万 3,800 円を賠償したものであります。

次に、報第 9 号及び報第 10 号につきましては、令和 4 年 3 月 25 日に発生した市道保内線の舗装剥離による車両破損事故に係る損害賠償についてであります。上鍛冶屋地内の市道保内線において、舗装剥離による段差が生じており、相手方車両が当該箇所を通過した際に破損したものであります。報第 9 号につきましては午後 5 時頃、報第 10 号につきましては午後 7 時頃の発生と、同一箇所での 2 件の事故が発生したものであります。この 2 件につきましては、いずれも市道管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両の修繕費として報第 9 号につきましては 26 万 3,148 円を、報第 10 号につきましては 5 万 3,476 円を賠償するものであります。

次に、報第 11 号につきましては、令和 4 年 3 月 7 日に檜原地内で発生した公用車による車両接触事故に係る損害賠償についてであります。事故の概要につきましては、市職員が公務のため市道檜原 4814 号線の交差点を通過した際に、相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものであります。この事故につきましても負傷者はありませんでした。本件事故は、双方の安全確認が不十分であったため発生したものであることから、過失割合に応じて相手方車両の損害額 5 万 8,312 円を賠償するものであります。

なお、この 5 件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第 7 議第 53 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 54 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 55 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第 7、議第 53 号から議第 55 号までの 3 議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第 53 号から議第 55 号までの 3 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この3議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち2の方が令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、議第53号においては吉村和昭氏を、議第54号においては小田ルイ氏をそれぞれ適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第55号につきましては、令和4年3月31日をもって辞任されました和田勝義氏の後任として佐藤和平氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第53号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第54号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第55号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで、上下水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。
上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） すみません。先ほど木村議員のほうから報第4号の改良工事におきまして不用額が多くなっていると、その理由についてお尋ねになった件なのですけれども、国の国道ですとか県道の道路改良工事に伴いまして、配水管ですとか送水管の工事、仮設工事などを予定していたのですが、道路事業の見直しによって、その仮設工事がなくなってしまったために多額の金額が不用となったというところと、改良事業で発注しました請け差などもございまして、1億円を超えるような不用額になったということでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

日程第8 議第56号 専決処分の承認を求めることについて

議第57号 専決処分の承認を求めることについて

議第58号 専決処分の承認を求めることについて

議第59号 専決処分の承認を求めることについて

議第60号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第56号から議第60号までの5議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第56号から議第60号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第56号は、令和4年3月9日に蒲萄スキー場隣接敷地内で発生をいたしました圧雪車両による事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。事故の概要につきましては、蒲萄スキー場におきまして、市職員が圧雪車で除雪

作業中、車両を旋回させたところ、隣接敷地内に設置されている山水用の給水施設に接触し、当該施設を破損させたものであります。本件事故は、施設運営における安全管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、当該設備の修理費用90万2,000円を賠償したものであります。当該施設は、付近にお住まいの皆様が使用している給水施設であり、早急な復旧が必要でありましたので、専決処分いたしましたものであります。

次に、議第57号は、村上市税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。主な改正内容についてであります。個人市民税では、住宅ローン控除につきまして、当面の経済状況を踏まえ、居住開始期限を現行の令和3年12月31日から4年延長し、令和7年12月31日までとするものであります。また、固定資産税では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、評価替えの際、地価の上昇により評価額が急激に上昇した場合の激変緩和措置として、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものであります。

次に、議第58号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。改正の内容につきましては、課税限度額の引上げを行うものであります。課税限度額のうち、基礎課税分を63万円から65万円に、後期高齢者支援分を19万円から20万円にそれぞれ引上げを行い、介護納付金分の17万円を合わせて、課税限度額の上限を102万円とするものであります。

次に、議第59号は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。主な改正の内容につきましては、固定資産税課税台帳等の証明書を交付する際、DV被害者等を保護する観点から、住所を削除または住所に代わる事項の記載を認めることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第60号は、村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯及び被保険者に係る国民健康保険税及び介護保険料につきましては、納期限が令和4年3月31日までのものについては既に減免を行ったところであります。令和4年度におきましても国からの財政支援の継続が示されたこと

から、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの国民健康保険税及び介護保険料につきましても減免の対象となるよう、令和4年3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 2点ほど確認させていただきます。

まず、スキー場の損害賠償ですけれども、これは普通、車等事故を起こした場合には支払われる保険金があるかと思うのですけれども、原資はこれから出るという理解でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） そのとおりでございます、これは全国市有物件の災害共済会、こちらのほうの保険から出るということでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） では、もう一点お伺いします。

議第58号の国民健康保険税条例の一部を改正したということで、具体的には被保険者にどのような影響があるやというふうに想定しておりますか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） 提案理由でも市長が申し上げましたとおり、全部で99万円が102万円、3万円上がります。なので、これは医療費の負担増の影響を受けての増でありますけれども、それを今まで上限額が全部で99万円だった所得の多い方の部分が3万円引き上げることによりまして、これを今試算をしましたけれども、影響額は200万円ほど、全体で200万円ほど増になってくるという試算をいたしたところであります。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第56号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第56号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第57号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第57号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第58号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第58号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第59号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第59号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第60号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第60号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

-
- 日程第9 議第61号 専決処分の承認を求めることについて
議第62号 専決処分の承認を求めることについて
議第63号 専決処分の承認を求めることについて
議第64号 専決処分の承認を求めることについて
議第65号 専決処分の承認を求めることについて
議第66号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第61号から議第66号までの6議案は、いずれも令和3年度一般会計、各特別会計及び事業会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第61号から議第66号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第61号から議第66号までの6議案は、令和3年度の一般会計及び各特別会計並びに事業会計の補正予算であります。いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第61号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第24号）についてであります。各種譲与税、交付金の整理、事業費などの確定による所要の調整を行ったほか、決算見込みを考慮して基金繰入金及び基金積立金の調整を行い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,490万円を追加し、予算の規模を376億円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款市税では実績を考慮して1,200万円を追加し、第2款地方譲与税から第16款県支出金までについて交付額の確定等による調整を行いました。また、第19款繰入金では基金繰入金1,540万円を、第22款市債では1億440万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金の調整などにより7,896万円を、第3款民生費では国民健康保険特別会計繰出金の調整などにより794万2,000円を、第4款衛生費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の事業費確定などにより5,496万7,000円をそれぞれ減額いたしました。第5款労働費では勤労者総合福祉センター運営経費の事業費確定により60万8,000円を追加し、第6款農林水産業費では農地等経費などで事業費の確定により1億3,950万8,000円を減額いたしました。また、第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の事業費確定などにより4,525万3,000円を、第8款土木費では下水道事業会計繰出金の調整などにより

1億4,913万9,000円を、第10款教育費では学校スクールバス等運行経費などの事業費確定により4,034万8,000円をそれぞれ減額いたしたほか、第13款諸支出金では基金積立金8億4,070万円を追加をいたしました。

第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額の変更を行ったものであります。

次に、議第62号は、令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,290万円を減額し、予算の規模を2億9,080万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金1,290万円を、歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業一般管理経費299万2,000円を、山北地区及び朝日地区施設維持管理経費で990万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

次に、議第63号は、令和3年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ670万円を減額し、予算の規模を3,950万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金984万円を、歳出におきましては、第1款総務費で葡萄スキー場運営経費などで656万5,000円をそれぞれ減額いたしました。

次に、議第64号は、令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,090万円を追加し、予算の規模を61億3,060万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金5,960万5,000円を、第7款繰入金で一般会計繰入金650万円をそれぞれ減額し、第8款繰越金ではその他繰越金2億106万円を追加いたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費などで3,130万円を追加し、第5款基金積立金では財政調整基金積立金1億円を追加をいたしました。

次に、議第65号は、令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ80万円を減額し、予算の規模を7億8,020万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料75万円を追加し、第3款繰入金では一般会計繰入金154万6,000円を減額いたしました。

歳出におきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で県後期高齢者医療広域連合納付金75万円を追加し、第3款保健事業費では温泉活用事業委託料などで109万9,000円を減額いたしました。

次に、議第66号は、令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、一般会計繰入金の調整により他会計補助金9,350万円を減

額し、総額41億7,005万7,000円とし、支出では、管渠費及び処理場費における委託料6,880万円を減額し、総額41億8,781万円といたしたものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、一般会計繰入金の調整により出資金3,650万円を減額し、総額29億5,802万6,000円とし、15億4,640万1,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額5,029万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金13億291万5,000円で補填したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） お伺いします。

議第64号の国民健康保険特別会計の補正予算です。その中で繰越金が2億少しあるのですが、繰越金は決算すればすぐ出ると思うのですが、今まで9月から12月、3月まで、補正するタイミングは何回もあったかと思うのですが、なぜ今頃専決で繰越金を予算計上するか、その辺、事務的に忘れていたのか、教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも各会計で同様の措置を講じているところなのですが、不時の出動、特に国民健康保険の場合は、今回新型コロナウイルス感染症禍でありますので、インフルエンザ比較的抑えられているのですが、これが例えば急激に蔓延したときには医療費が当然大きく必要になります。それで、そういった形で最終的に機動力を発揮できる予算を措置するために繰越金、ほかの会計もそうなのですが、比較的後ろのほうまで持っていて、最終的に調整をするというような会計処理を行っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） そのほうがきっと運用しやすいのかなというふうには思います。ただ、専決というのはやっぱり意味が違うのかなと、緊急かつやむを得ない、そういうことで専決予算というのがあるので、その辺をもう少し、専決すべきものとそうでないものがあると思いますので、きちんと整理したほうがいいのかというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） そういうお考えも当然あろうかというふうに思っております。比較的今回幾つかの予算につきましては、繰越しの状況につきましては明確にしながら、繰越金、決算上不用額となったものについてはしっかりと繰越金として補正で追加をしていくというような取組も進めています。それぞれの会計の性質あります。市の業務運用において一番効率のいい形ということで運営をしていくことになろうというふうには思っておりますが、議員ご指摘の部分、十分理解できませんので、今後研究してまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） よろしく申し上げます。一般的な交付金とかも皆3月補正する時点で金額は明らかになっているはずですので、やはり3月補正である程度不用額の調整とかされるのが本来かなというふうに思います。これは今後の、私の希望ですけれども、そのようなことで考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在、国のほうから、補助金、交付金もそうなのでありますけれども、確定するの、当然なのですが、繰越し前提のゼロ国のような形でどんどん、どんどん、15か月予算を組みながらやっているというような状況があります。その中で当然100%、10割、国の補助金でそのまま繰り越す部分はいいのですけれども、例えば単独経費として一般財源を持ち出さなければならぬ、今後の事業を執行するためにどういうふうな形で予算を確保していくのかということもありますので、個々個別のケース・バイ・ケースということになるかというふうに思っておりますので、そこを十分配慮しながら検証し、研究してまいりたいと思っております。

○2番（菅井晋一君） ありがとうございます。その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、議第61号、一般会計の補正でお聞かせください。

大体専決ですので、精算、確定ということになると思うのですが、24ページの12の委託料、みどりの里の経費、900万円超える指定管理料の増ということで専決になっておりますけれども、この中身について、概要をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） みどりの里の指定管理料でございますが、コロナの影響によって出た分の精算分となっております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） さっぱり分からないので、ちょっと分かるように説明、今の説明で分かる議員さんもいらっしゃると思いますが、私は全く分からないので、もうちょっと丁寧に、コロナの、精算は精算でしょうけれども、中身をちょっと。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） 収入につきまして過去3年分の収入を出しまして、平均を出しまして、併せて支出の分につきましても過去3年の支出の平均を出しまして、その差引きをコロナの影響分ということで出させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） なかなか直ちによく分からないのですけれども、そうすると実際足りなかった、これだけないと運営ができないということではなくて、3年の収支の平均で、平均の収支、収入と支出の差額分を理論的に補填したということなののでしょうか。

○議長（三田敏秋君） そういうことだから、そういうことで答弁すればいいよ。
観光課長。

○観光課長（永田 満君） コロナの影響で施設の閉館もありましたし、来客も減りましたので、その分売上げも落ちたということで、その分を計算いたしまして補填したものであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 最初の質問ですから、3問終わりましたので、また後で個別にお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 議第61号の補正についての学校教育課の課長さんをお願いしたいのですけれども、今回県費で、補助金という格好で113万円、新規でこれ上がっていますね。支出のほうで見ると、名目のほうでは地域の運動部活動推進委託金、使い道の支出ではバスの運行経費、委託料に充てていると思うのですけれども、今回この新規で上がったという格好の県費というのはどういういきさつでこれ上がったのか、まず1点目、そこからお願いします。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 歳入のほうの事業委託料につきましては、県から地域部活動の活動推進事業ということで、その委託料としての金額になりますけれども、これについては支出としては、市とNPO法人希楽々と結んでおります地域部活動の活動コーディネート料、委託料ということで、もう既に支出してあるものです。今回新規で上がったものにつきましては、年度当初より県との委託の契約は結んでおりましたけれども、金額が確定をしなかったものですから、このたびようやくこの委託料、県からの委託料の金額が確定したので、新規という形で専決処分をしたものになります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そうすると、来年度というか、新年度になったわけですがけれども、令和4年度もまた見込まれる金額という格好で捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 令和4年度の事業につきましても同じように県との今委託の契約をして、NPO法人希楽々と契約をする予定になっておりますが、ほぼ同じくらいの金額ということで今の時点では県のほうからは聞いているところであります。ただ、県内のほうでいろんな取組をする市町村がいっぱいになってきますと、この金額については増減するということがあります。

今のところ、ほぼ同じぐらいの金額ということで聞いております。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第61号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第61号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第62号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第62号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第63号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第63号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第64号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第64号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第65号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第65号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第66号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第66号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第67号 専決処分の承認を求めることについて

議第68号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第67号及び議第68号の2議案は、いずれも令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第67号及び議第68号につきまして、一括して提案理由のご説明をさせていただきます。

議第67号及び議第68号は、令和4年度の一般会計及び特別会計の補正予算につきまして、地方自

治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第67号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る国の給付金支給経費の追加であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,030万円を追加し、予算の規模を343億8,510万円といたしました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金7,280万円を、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,750万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業経費として7,280万円を、また児童扶養手当受給者等のひとり親世帯や住民税均等割が非課税である子育て世帯等に対して児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費として5,750万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第68号は、令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、議第56号でご提案をいたしました蒲萄スキー場における圧雪車による事故に係る損害賠償経費の追加であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の規模を5,470万円といたしました。

歳入におきましては、第4款繰越金で前年度繰越金9万8,000円を、第5款諸収入で自動車共済災害共済金90万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で賠償金90万2,000円を、第3款予備費で9万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第67号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第67号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第68号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第68号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

皆様にお諮りをいたします。これから委員会付託の議案上程するわけでございますけれども、休憩をして、その後にしたほうがよろしゅうございますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 継続してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、継続させていただきます。

日程第11 議第69号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第70号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第71号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第69号から議第71号までの3議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第69号から議第71号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第69号、関川村との定住自立圏形成協定の変更締結及び議第70号の栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結につきましては、村上高等職業訓練校が令和4年3月31日をもって廃止されたことに伴い、平成27年第2回定例会でご議決いただきました関川村及び栗島浦村との定住自立圏形成協定を変更するため、村上市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会のご議決を求めるものであります。

次に、議第71号につきましては、消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプの購入契約の

締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決を求めるものであります。購入予定の消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプは、消防団配備用で、軽積載車8台、小型動力ポンプ8台を購入するものであり、いずれも既存の車両・ポンプを更新するものであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、4月21日に消防ポンプ自動車取扱業者による通常型指名競争入札を執行し、同日、株式会社宮島工業所と契約金額5,010万2,600円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号から議第71号までの3議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第72号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第73号 旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負
契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第72号及び議第73号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第72号及び議第73号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第72号は、村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、条例中の引用箇所について所要の改正を行うものであります。

次に、議第73号は、旧ごみ処理場残渣撤去・荒川郷最終処分場閉鎖工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会のご議決を求めるものであります。本工事は、旧ごみ処理場の敷地内に埋め立てられている焼却残渣を荒川郷最終処分場に運搬し、荒川郷最終処分場の閉鎖工事を行うものであります。入札に当たりましては、令和4年5月10日に市内事業者の特定共同企業体による一般競争入札を執行し、同日、横井・日本建機特定共同企業体と2億8,582万2,160円で仮契約を締結したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号及び議第73号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第74号 市道路線の認定について

議第75号 14t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第76号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第74号から議第76号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第74号から議第76号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第74号は、市道路線の認定についてであります。本案は、山辺里及び下相川地内の法定外公共物として国から譲与を受けていた1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第75号は、14t級除雪ドーザ購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決を求めるものであります。購入予定の除雪車は、14トン級除雪ドーザー1台であり、老朽化に伴い、更新するものであります。入札に当たりましては、令和4年4月14日に3者による通常型指名競争入札を執行し、同日、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと2,397万8,727円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第76号は、11t級除雪ドーザ購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決を求めるものであります。購入予定の除雪車は、11トン級除雪ドーザー3台であり、既存リース車両のリース期間満了に伴い、新たに購入するものであります。入札に当たりましては、令和4年4月14日に3者による通常型指名競争入札を執行し、同日、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと5,768万181円で仮契約を締結したものであります。

なお、議第75号及び議第76号に係る納入期限につきましては令和4年11月22日といたしておりますが、仮契約締結以降、世界的な半導体不足が除雪機械製造へ与える影響が大きくなっており、納入時期の変更があり得る状況となっております。その場合につきましては、代替車両の確保により、除雪体制に影響が生じないよう対応をまいります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第74号から議第76号までの3議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第77号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第77号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第77号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億620万円を追加し、予算の規模を345億9,130万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費等について追加しようというものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などで1億1,991万9,000円を、第16款県支出金では農林水産業総合振興事業費補助金などで1,185万3,000円を、第19款繰入金ではふるさと応援基金繰入金60万円を追加するほか、第20款繰越金では前年度繰越金4,152万8,000円を、第21款諸収入ではコミュニティ助成自治総合センター交付金1,830万円を、第22款市債では除雪対策事業債1,400万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で山北支所庁舎管理経費などで2,400万円を、第3款民生費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで1,183万1,000円を、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業経費などで1億111万6,000円を追加するほか、第6款農林水産業費では農業振興経費などで2,243万3,000円を、第7款商工費ではみどりの里経費などで587万6,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで2,050万円を、第10款教育費ではナショナルトレーニングセンター経費などで2,037万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、お諮りをいたします。令和4年度村上市一般会計補正予算（第3号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定がなされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第77号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、9日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。
大変ご苦労さまでございました。

午後 0時06分 散 会